

市が独自に行う、新たな支援策について ～漁業者、農業者、市民活動支援団体へ補助金を交付します～

1 漁業者持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している漁船漁業者のうち、国の持続化給付金の交付対象とならない漁業者に対して、事業継続のための支援金を交付します。

▷対象＝以下の全てを満たす人

- ・申請日時点において、市内の漁業協同組合の正組合員で、漁船漁業を生業としている漁業者
※大船渡市漁業共済掛金補助の対象となっているイカ釣り漁業者は除く。
- ・申請日時点において、国の持続化給付金を申請していない人、または持続化給付金の対象要件を満たしていない人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までのいずれか1月の売上高が前年同月と比較して20%以上50%未満減少している漁業者

▷支援金額＝1人あたり10万円

▷申請期限＝令和3年1月29日(金)まで

2 農業者、漁業者経営継続補助金

▷対象＝国の経営継続補助金を活用し、生産・販売方式の転換などを実施した農業者および漁業者
▷補助対象経費＝国の経営継続補助金(事業費の4分の3)の交付を受けて実施した生産・販売方式の転換などに要した経費のうち、自己負担相当額(事業費の4分の1)

※生産・販売方式の転換例…人との接触を減らすために実施するネット販売費用、販路の回復や開拓に向けたイベント費用、3密を防ぐための省エネ機械の導入など

▷補助率＝2分の1(上限は個人10万円、グループ20万円)

▷申請期限＝令和3年1月29日(金)まで

▷1、2の申請方法や問い合わせ先について

申請書類に必要事項を記入の上、漁業者は本庁水産課振興係(☎内線374)、農業者は三陸支所農林課農政係(☎内線7121)に提出ください(申請書類は、市ホームページからダウンロードできるほか、漁業者向けは沿海地区漁業協同組合、農業者向けは大船渡市農業協同組合に備え付けています)。



3 新しい生活様式に対応した市民活動支援事業補助金

新しい生活様式へ対応を図る視点を基軸に据えつつ、市における地域課題の解決や地域の活性化を目指して、各種団体が自主的に取り組むまちづくり活動などに対し、補助金を交付します。

▷補助対象団体＝構成員は概ね5人以上、構成員の2分の1以上が市民で、団体の事務局が市内にあることなど

▷補助対象事業例＝オンライン利用促進に係る講習会や、オンラインでの文化芸術活動の発表など
▷補助対象とならない団体＝市から直接財政的援助を受けている団体や、市が構成員または事務局などとして関与している団体など

▷補助対象金額＝上限30万円(補助対象経費の4分の3以内)

▷補助対象経費＝報償費、人件費、旅費、物品購入費、委託外注費、借用料、使用料、印刷製本費、広告料、食糧費、通信運搬費、保険料など

▷申請方法＝申請書類に必要事項を記入し、大船渡市市民活動支援センターを経由の上、市役所本庁市民協働課に直接持参または郵送ください。

※申請書類の様式は、市民協働課、大船渡市市民活動支援センターに備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▷申請期限＝10月23日(金)午後5時15分まで(郵送の場合は、必着)

▷その他＝詳しい補助対象事業や、補助対象経費などのほか、不明な点は問い合わせください。

▷問い合わせ先＝市民協働課(☎内線278)

市内の取り組みを紹介します

もしサポ岩手を活用した クーポン配信サービス「ビジサポ岩手」



岩手県では、施設やイベント会場などに掲示されたQRコードをLINEアプリで読み取ることで、もしも他の利用者の感染が判明したような場合にお知らせする、「もしサポ岩手」を実施しています。

さらに、飲食店などの消費活性化のため、もしサポ岩手を活用し、QRコードを読み取った利用者へ、お店で使えるLINEクーポンを配信する

「ビジサポ岩手」も実施しています。

キャッセン大船渡では、岩手県とのコラボ企画として「大船渡から感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて」をテーマに、10月18日(日)まで一部店舗で利用できるクーポンを配信しています。

▷クーポン利用方法

1 LINE公式アカウント
「岩手県—新型コロナ対策パーソナルサポート」を友だち登録

2 店舗などに掲示されているQRコードをLINEアプリで読み取り

3 LINEクーポンが配信され、お店側に提示するとサービスが提供されます

▷クーポンの内容に関する問い合わせ先
株式会社キャッセン大船渡(☎27910)



岩手県
新型コロナ対策
パーソナルサポート

季節性インフルエンザ予防接種はお早めに！

～65歳以上の人は10月1日から、その他の人は10月26日までお待ちください～

新型コロナウイルス感染症が流行している中、冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まるのが予想されます。より必要としている人にワクチンが届くよう、接種する時期へのご協力をお願いします。

なお、インフルエンザワクチンは接種すればインフルエンザに絶対かからないというものではありませんが、重症化を予防する効果があります。

▷注意事項

- ・65歳未満の人の10月26日以前の接種を妨げるものではありません。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関に電話予約をお願いします。

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎21581)

| | |
|---------|--|
| 10月1日～ | 65歳以上の人 または、60歳以上65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者など |
| 10月26日～ | 65歳未満の人 接種希望の人はお早めに！ 65歳未満の人で、医療従事者、基礎疾患がある人、妊婦、生後6カ月～小学校2年生までの子どもなど |